関西大学先端科学技術推進機構

『研究会名』研究会規約

（名　称）

第１条　名称は「関西大学先端科学技術推進機構　『研究会名』研究会」（以下「本研究会」という）とする。

（目　的）

第２条　本研究会は、・・・・・・ことを目的とする。

（事　業）

第３条　本研究会は第２条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）　研究員間での共同研究および研究開発

（2）　会員個々の研究の進展に関する成果の紹介と討論のための定例研究会

（3）　その他、本研究会の目的達成のために必要な事項

（構　成）

第４条　本研究会は第２条の目的に賛同する次の会員を持って構成する。

（1）　関西大学教育職員または関西大学先端科学技術推進機構研究員

（2）　関西大学科学技術振興会会員

（3）　本研究会の目的に賛同する学内外研究協力者

（4）　その他、第６条で規定する運営委員会で承認された者

　２　　新たに加入する者は、運営委員会の承認を得るものとする。

（役　員）

第５条　本研究会に、次の役員をおく。

（1）　代表者　1名

（2）　幹事　若干名

（3）　運営委員（会計を含む）　若干名

　２　　代表者は第4条第1号会員から互選により選出し、本会を代表し、運営委員会の議長となる。

　３　　幹事は代表者を補佐する。

　４　　運営委員（会計を含む）は本会の運営に関する業務を遂行する。

　５　　幹事及び運営委員（会計を含む）の選出は、第7条に定める総会における会員相互の互選によるものとする。

　６　　役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

（運営委員会）

第６条　本研究会に運営委員会を置き、次の事項を審議する。

（1）　本研究会の運営に関する事項

（2）　会員相互の連絡に関する事項

（3）　本研究会の企画立案に関する事項

（4）　その他、代表及び会員により提案された事項

　２　　運営委員会は必要に応じて随時開催するものとし、代表者がこれを召集する。

（総　会）

第７条　総会は本研究会の最高決議機関であり、年1回代表者がこれを召集する。

　２　　総会は委任状を含め、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数の賛成による。

（規約の変更）

第８条　本研究会の規約の変更は、総会の承認を必要とするものとする。

（事務所）

第９条　本研究会の事務所は、関西大学先端科学技術推進機構内に置く。

附則　この規約は、●●年●月●●日から施行する。